

吸い込まれそうな黒部ダム放水! 圧巻! 紅葉の大パノラマにふれる立山



上高地(イメージ)

黒部ダム(イメージ)

日次	行程
1.	各地区 = <首都高速・上信越道> = 高坂SA(休憩) = <上信越道> = 小諸IC = 小諸ワイナリー (見学・ワインの試飲) = 6:45~7:00 12:00 きのこむら深山 (松茸料理の昼食) = 上田菅平IC = 信州中野IC = ピアンテ(休憩) [プチプレゼント] = 13:00 = 安曇野IC = 安曇野(休憩) [プチプレゼント] = 大町温泉 くらよんロイヤルホテル(泊) 17:30頃 小布施街並散策と食歩き POINT スイーツ
2.	大町温泉 = 扇沢 = 黒部ダム(休憩) POINT 大自然 = 黒部湖 = 黒部平 = 大観峰 = 室堂(昼食) = 8:20 = 美女平 = 立山駅 = <北陸道> = 新穂高温泉 穂高荘山のホテル(泊) 16:30頃 黒部湖(イメージ) 大観峰(イメージ)
3.	新穂高温泉 = 新穂高温泉駅 POINT 大自然 = 鍋平高原駅 = しらかば駅 = 西穂高駅 = しらかば駅 = (穂高連峰眺望) 8:00 鍋平高原駅 = 新穂高駅 = 上高地(河童橋見学・屋食後自由散策) POINT 大自然 = 風穴の里(休憩) = 松本IC(中央道) = 11:50 = 双葉SA(休憩) = 石川PA(休憩) = 各地 19:30頃 河童橋(イメージ) 二:バス 一:徒歩 一:ケーブルカー +++++:ロープウェイ ※土曜日は、上高地バス乗換になります。 ※諸事情により、行程・時間等に変更のある場合がございます。

イベント企画

旅行企画・実施 / お問い合わせ・お申込み

(一社)東京青色申告会連合会
東京都内各地区青色申告会
TEL:03-3230-3401

近畿日本 ツーリスト 近畿日本ツーリスト株式会社
ECC営業本部 第1営業支店
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル14F
総合旅行業務取扱管理者:浅利謙次、田村一浩 平日10:00~17:00(土・日・祝お休み)

ボンド保証会員 旅行業公正取引 観光庁長官登録旅行業第1944号
協賛会員 JATA正会員
TEL:03-6891-9301
旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。
管理番号:044913121013-K-PHP

吸い込まれそうな黒部ダムの放水! 圧巻! 紅葉の大パノラマにふれる立山

■お申込み締切日:各出発日の1ヶ月前
■出発日:平成26年9月23日(火)～10月14日(火)
■旅行代金(大人お一人様あたり) 2名1室利用／71,300円 3名1室利用／67,700円 1名1室利用／82,300円

■募集人員:各便40名様(一部70名様)(最少催行人員35名様)
■添乗員:同行いたします ■食事:朝2回、昼3回、夕2回
■ご宿泊:1泊目／くろよんロイヤルホテル(洋室2名1室利用) 2泊目／穂高荘山のホテル(洋室2名1室利用)

ご出発日

出発日	便名	会名	電話
9月23日(火)	第1便	(一社) 渋谷青色申告会	03-3463-7043
		(一社) 中野青色申告会	03-3380-8761
		(一社) 荒川青色申告会	03-3803-0626
		足立青色申告会	03-3881-8211
		(一社) 西新井青色申告会	03-3885-4105
9月24日(水)	第2便	(一社) 本所青色申告会	03-3625-7611
		(一社) 向島青色申告会	03-3612-1094
		(一社) 葛飾青色申告会	03-3602-6565
		(一社) 江戸川北青色申告会	03-3656-0621
		江戸川南青色申告会	03-5676-0751
		(公社) 江東西青色申告会	03-3649-4178
		(一社) 江東東青色申告会	03-3685-8245
		(一社) 芝青色申告会	03-3453-5300
		(一社) 麻布青色申告会	03-3401-5365
		(一社) 小石川青色申告会	03-5940-6258
9月25日(木)	第3便	(一社) 本郷青色申告会	03-3812-5294
		(一社) 浅草青色申告会	03-3861-7471
		(一社) 荻窪青色申告会	03-3393-1951
9月28日(日)	第4便	(一社) 立川青色申告会	042-524-2383
		(一社) 青梅青色申告会	0428-23-0108
9月29日(月)	第5便	(一社) 世田谷青色申告会	03-3421-9391
9月30日(火)	第6便		

出発日	便名	会名	電話
9月30日(火)	第6便	(一社) 北沢青色申告会	03-3324-6131
		(一社) 玉川青色申告会	03-3700-0860
		目黒青色申告会	03-3713-1141
10月1日(水)	第7便	(公社) 武蔵府中青色申告会	042-362-8466
		麹町青色申告会	03-3264-6089
10月2日(木)	第8便	(一社) 神田青色申告会	03-3291-8306
		(一社) 日本橋青色申告会	03-3863-2020
		(一社) 京橋青色申告会	03-3551-1589
		(一社) 四谷青色申告会	03-3351-6195
		(一社) 新宿青色申告会	03-3209-3320
		(公社) 板橋青色申告会	03-3963-5345
		(一社) 王子青色申告会	03-5390-1188
10月5日(日)	第9便	(一社) 練馬東青色申告会	03-3994-1695
		練馬西青色申告会	03-5387-6211
10月6日(月)	第10便	(一社) 上野青色申告会	03-3841-1385
10月7日(火)	第11便	(一社) 東村山青色申告会	042-394-4523
10月8日(水)	第12便	(一社) 町田青色申告会	042-722-2446
10月9日(木)	第13便	(一社) 荏原青色申告会	03-3783-3494
		(一社) 大森青色申告会	03-3771-8859
		(一社) 雪谷青色申告会	03-3727-5681
		(一社) 蒲田青色申告会	03-3732-1310

<特別連絡>●所属会の出発日が都合の悪い方は、会事務局までご相談ください。●旅行に関する詳しい情報等は、地元で開催される説明会でご案内いたします。説明会の日程は改めてお知らせいたします。

旅行条件書 (国内旅行)

■旅行代金について
●旅行代金に含まれるもの
日程表に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊代金、食費代(朝2回、昼3回、夕2回)、有料道路代、団体行動中の心付け、添乗員代金、消費税等諸税、上記代金はお客様のご都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。
●旅行代金に含まれないもの
上記以外旅行代金に含まれますが、参加に当たって通常必要となる費用を明示します。クリーニング代、電報・電話料、その他 追加飲食等個人の性質の諸費用、およびそれに伴う旅・サービス料、傷害・疾病に関する治療費
■お申し込み
(1)申込書に必要事項を記入の上、FAXまたはメールにて送付ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。●申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として振込みます。
(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル料となります。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いします)
(3)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補聴器使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様のごお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
(4)15歳未満の方のご参加は、父又は親権者の同意が必要です。
(5)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)の会員の署名を旅行代金の一部としてお支払いを受けさせていただきます。(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファックスその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱規約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由でお受けできない場合があります。
(6)通信契約の申込みに関し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
(7)通信契約が、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生し、成立いたします。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
(8)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。
■旅行代金・追加旅行代金
申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金は、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などとなります。
■確定日程表
確定した航空運賃の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付いたします。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日前であってお申込をいただければ手配状況について説明いたします。
■旅行契約内容・代金の変更
(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。審しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・

料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にたる日より前にお知らせします。
(2)複数で申し込んだお客様が一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。
■取消料のつかない場合(お客様による旅行契約の解除)
お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日まで(日曜)旅行にはならない10日目にたる日より前までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前日)	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

①当社の責任とならないローリー等の事由による取消料の場合も取消料をいただきます。
②取消料の責任となる旅行代金は表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
■取消料のつかない場合(お客様による旅行契約の解除) 下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)
①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「無旅行保証」の項1～8に定める事項をいいます。
②旅行代金が増額された場合。
③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
④当社の責任で中止する事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。
■当社の責任
次の場合当社は旅行契約を解除する場合があります(一部例外)
①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日曜)旅行は3日目に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
②旅行代金を期日までに支払いただけないとき
③申込条件の不適合 ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能となる。
■当社の責任
当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)、また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。
■特別補償
当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った1人の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、旅行品目に関する賠償金(15万円を限度とし、一箇又は一箇について)の補償限度は10万円を限度とする。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービス提供が一切行わない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」といいます。
■無旅行保証
旅行日程に下記の欄に記された変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。た

だ、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1人あたりの料率(%)
旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン)をみずみずしく、その後の旅行の目的の地の変更	1.0 2.0
2. 契約書面に記載した運送機関の運賃又は設備のより低い料金のものへの変更(運賃乗換後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれと同等の場合に限り適用)	1.0 2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の運賃又は設備のより低い料金のものへの変更(運賃乗換後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれと同等の場合に限り適用)	1.0 2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の運賃又は設備のより低い料金のものへの変更(運賃乗換後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれと同等の場合に限り適用)	1.0 2.0
5. 契約書面に記載した運送機関の運賃又は設備のより低い料金のものへの変更(運賃乗換後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれと同等の場合に限り適用)	1.0 2.0
6. 契約書面に記載した運送機関の運賃又は設備のより低い料金のものへの変更(運賃乗換後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれと同等の場合に限り適用)	1.0 2.0
7. 契約書面に記載した運送機関の運賃又は設備のより低い料金のものへの変更(運賃乗換後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれと同等の場合に限り適用)	1.0 2.0
8. 契約書面に記載した運送機関の運賃又は設備のより低い料金のものへの変更(運賃乗換後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれと同等の場合に限り適用)	1.0 2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面に「ツアー・キャンセル」に記載された事項の変更	2.5 5.0

■お客様の責任
お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社が提供される情報(運賃、設備、宿泊施設)に記された旅行条件・業務・業務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
■旅行中の事故等について
旅行中、事故等が生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
■個人情報の取扱いについて
(1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方等で送付することによって提供いたします。
(2)当社は、旅行にお申込みいただいたお客様(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客様との連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。
(3)当社は、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
(4)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページで随時お知らせいたします。
■募集型企画旅行契約の部について
この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりします。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページhttp://www.kntco.jpからご覧いただけます。
当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。
旅行代金算出基準日:2013年10月7日

近畿日本ツーリスト株式会社 御中 吸い込まれそうな黒部ダムの放水! 参加申込書 平成26年度青色申告会国内旅行 圧巻! 紅葉の大パノラマにふれる立山

本パンフレットに記載の旅行条件および旅行手配のために必要な範囲内での旅行会社および運送・宿泊機関等その他の個人情報の提供について同意の上、本旅行に申込みます。

青色申告会 第 支部 班 申込代表者 ()

住所 TEL.

氏名(フリガナ)	住所・電話連絡先
男・女 (歳)	〒 TEL. ()
男・女 (歳)	〒 TEL. ()
男・女 (歳)	〒 TEL. ()

名様分 円を添えて申込みます。 申込先

平成26年度青色申告会国内旅行 吸い込まれそうな黒部ダムの放水! 圧巻! 紅葉の大パノラマにふれる立山

事務局整理欄

申込日:平成26年 月 日

台帳記入日: 末 済